

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3373号)

令和8年7月23日

横 情 審 答 申 第 3373 号

令 和 8 年 7 月 23 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和6年10月16日教西指第395号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 市内出張命令簿（令和5年度・会計年度任用職員分） (2) 市内  
出張命令簿（令和6年度・会計年度任用職員分） (3) 市内出張旅費請求書  
（令和5年度・職員分） (4) 市内出張旅費請求書（令和6年度・職員分）  
(5) 市内出張旅費請求書（令和5年度・会計年度任用職員分） (6) 市  
内出張旅費請求書（令和6年度・会計年度任用職員分）」の一部開示決定に  
対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1) 市内出張命令簿（令和５年度・会計年度任用職員分）  
(2) 市内出張命令簿（令和６年度・会計年度任用職員分） (3) 市内出張旅費請求書（令和５年度・職員分） (4) 市内出張旅費請求書（令和６年度・職員分）  
(5) 市内出張旅費請求書（令和５年度・会計年度任用職員分） (6) 市内出張旅費請求書（令和６年度・会計年度任用職員分）」を一部開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和６年７月２６日付で行った上記１記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成１２年２月横浜市条例第１号。以下「条例」という。）第７条第２項第１号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 会計年度任用職員の氏名（以下「不開示情報１」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文に該当する。また、横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しないため、不開示とした。
- (2) 職員番号（以下「不開示情報２」という。）は、開示されている職員の氏名と照合することにより特定の個人を識別できるため、同号本文に該当する。また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しないため、不開示とした。
- (3) 運賃不開示の職員の経路、運賃、運賃の合計・本頁の合計（以下「不開示情報３」という。）は、出張者が保有する定期券で精算された区間が記載されており、この区間は出張者の自宅から職場までの経路を含み、これは出張者の最寄り駅が推測できる情報である。これらの情報は、開示されている職員の氏名と照合することにより、特定の個人を識別できるため、同号本文に該当する。

また、慣行として公にされる情報にも職務遂行の内容に係る情報にも当たらないため、同号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しないため、不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 会計年度任用職員の氏名は個人情報ではない。任用の形態にかかわらず公務員の氏名は公開すべきである。東部方面教育事務所では開示されている。
- (2) 学校名や出張経路は個人情報ではない。教西指第259-2号文書においては全開示されている（定期券利用の場合は旅費が0円となっている）ので、全てそのような扱いをすべきである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 出張命令簿及び出張旅費請求書に係る事務について

横浜市では、開示請求日時点では、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）に基づき、職員の出張及びこれに係る旅費の支給を行っていた。

職員が出張するときは、出張を命ずる決裁文書に出張先、出張する具体的な目的又は出張用件、出張帰着日等を記入して決裁を受けることとされている。出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、請求書に必要な書類（旅費請求書（兼領収書）等）を添えて市長に提出しなければならない。これらの手続は、通常、庶務事務システムを利用して電子申請で行う。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和6年5月に報道された横浜地方裁判所への実施機関職員の動員（以下「本件事案」という。）に係る出張先、出張経路、旅費等が記載された市内出張命令簿及び市内出張旅費請求書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち不開示情報1から不開示情報3までを条例第7条第2項第1号に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

- (3) 条例第7条第2項第1号の該当性及び条例第8条第2項による一部開示について  
ア 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこ

ととなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ さらに、条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。

ウ 本件対象文書は、実施機関職員に係る市内出張命令簿及び市内出張旅費請求書であり、全体が一体として条例第7条第2項第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 不開示情報1及び不開示情報2について

不開示情報1には会計年度任用職員の氏名が、不開示情報2には職員の職員番号が記載されている。

会計年度任用職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、条例第7条第2項第1号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。

また、職員番号は、人事管理、労務管理等に使用するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、一般に公表していないことから、同号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。

次に、条例第8条第2項による一部開示について検討すると、これらは「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当するため、

条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(イ) 不開示情報3について

不開示情報3には、出張命令を受けた職員の通勤定期券の鉄道利用区間のうち出張先への鉄道利用区間と重複している区間の駅名、運賃及び距離、当該区間が含まれる出張に要した運賃並びに当該区間が含まれる出張が記載された頁の合計運賃（以下「定期券利用区間の駅名等」という。）が記載されている。これらの情報は、当該職員の住所を推測させる情報と認められる。

出張に際しての出張先への鉄道利用区間に関する情報のうち職員の住所を推測させる情報である当該職員の定期券利用区間の駅名等は、条例第7条第2項第1号ただし書ウの公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当するものとは認められない。

また、職員の住所を推測させる情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものではないことから、同号ただし書アに該当せず、イにも該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第六部会)

委員 松村雅生、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                                  | 審 査 の 経 過              |
|----------------------------------------|------------------------|
| 令 和 6 年 10 月 16 日                      | ・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令 和 7 年 12 月 11 日<br>( 第 2 回 第 六 部 会 ) | ・ 審 議                  |
| 令 和 8 年 2 月 12 日<br>( 第 3 回 第 六 部 会 )  | ・ 審 議                  |
| 令 和 8 年 5 月 14 日<br>( 第 4 回 第 六 部 会 )  | ・ 審 議                  |
| 令 和 8 年 6 月 11 日<br>( 第 5 回 第 六 部 会 )  | ・ 審 議                  |